

# 島根県報

号外第六四号

平成十四年四月三十日

(火曜日)

## 告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額  
定による使用料及び手数料の額

## 告示

### 島根県告示第四百八十号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額  
(昭和四十八年島根県告示第二百三十五号) の一部を次のように改正し、平成十四年五月  
一日から施行する。ただし、特別病室使用料の項に係る改正規定は、平成十四年七月一日  
から施行する。

平成十四年四月三十日

島根県知事 澄田信義

短期人間ドックの項中「二千円を」の下に「、乳がんマンモグラフィー検査を行つた場  
合は三千円を」、外来人間ドックの項中「二千円を」の下に「、乳がんマンモグラフィー  
検査を行つた場合は三千円を」を加え、特別病室使用料の項中「一万五千円」を  
「一万八千円」に、「一万円」を「一万二千円」に、「五千円」を「六千円」に、「四十  
円」を「五千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

平成14年4月30日

島根県報

号外第64号 (2)

平成十四年四月三十日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)